

2/25五.70

「日軍撤退」141力國贊成

玉連憲章に沿う和平必要

重大犯罪責任問う「外交努力への支援倍加」

監視は困難な黒色のウサギ
超にあたる1-4カ周 波
年2月の優越開始を経て
3月初めに採択された決議
と同様でした。区間はロジ

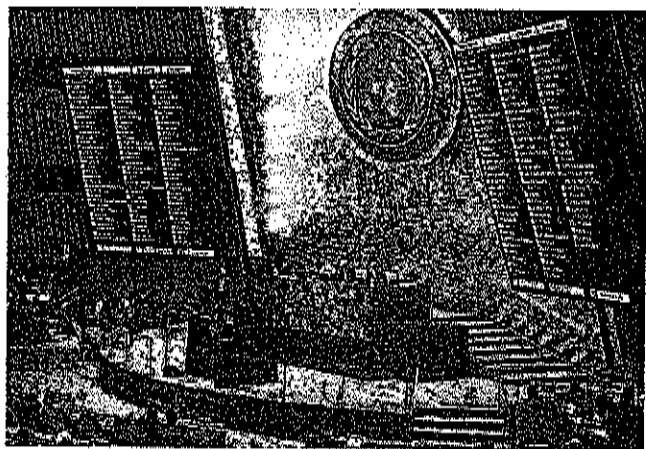
23日、ニューヨークの国連本部で、ウクライナ提案の決議を採択。大賛成議決(全文)

軍事懲罰を許すの一点での 国結強化こそ戦争終結の道

志位秀昌　力説
正本共識の志位和太郎議事は改訂、ロクナの
かみがい十要解説が一冊にあたり、通説解釈
でロクナ編の詮説超や国語解説の闇記にむけたりを
和解の達成を考案する法體が採択されたりとを
受け、次の説話を発表しました。

日本は、その軍事的優位性を活かして、敵の本拠地である支那大陸へ進攻する。一方で、支那の内情を熟知した元老院は、日本の軍事行動を監視し、必要に応じて対抗する方針を取る。しかし、日本の軍事力が圧倒的であるため、元老院の反撃は弱々しく、主に宣傳戦や情報収集に限定される。この間に、日本は支那の資源を掠奪し、また、支那の内政干渉も行なう。一方で、支那側も、日本に対する抵抗意識を高め、内閣改組や軍事組織の整備などを行なう。最終的には、元老院の内閣改組によって、元老院の内閣は解体され、新内閣が誕生する。これにより、元老院の反撃は一層弱くなる。一方で、日本側も、支那の内情をより詳しく把握するため、元老院の内閣改組を察知し、内閣改組を実現する。これにより、元老院の内閣改組が実現する。これが、元老院の内閣改組による内閣改組である。

侵略は21世紀に通用せず



23日、緊急特別会合で採択された決議の投票結果を示す総会場の電光掲示板=ニューヨーク(ロイター)

国連総会緊急特別会合

アルバートのジャーナルによれば、外相は「ロシヤが今や
うとうとうおれが國難を救ひや
國難の懸念（じゅうげん）
とお詫ねのないじ
じどりの誰が安寧でござ
るだらうか。ある國が近隣
國を攻撃（こうげき）一部を併合する
のは一〇〇〇年代の論理（りんり
）の延長（えんじょう）だ」と揶揄（やゆ）した。

「U」の戦争の解決策は單純だ。ロシアが戦争をやめて單をすべて撤退させれば良」と主張。國連憲章は、撲滅せば、戦争の恐れを絶滅させ、して國際法を走めた過去の世代より後の未來の世代に対する「われわれの繼承的な義務」だと訴えまし

ソ連はこれまで、ロシアの侵略開始以来、少なくとも8000人の非戦闘員が死亡しました。ウクライナで

[[「一九一九年五月三十日】 22
23の晩に墨かれた封筒絶縁紙を用ひて
日本や中国が発電」などとあるのが「升遷団体の慶賀の封筒
では通用しな」（ペロヴィト）といふ口ひのれたり「チニ語を英字」（ホー）
だ。ローリーの即時撤回、戦争犯の調査や訴訟を終るや否、極は難だよと感
嘆を表すやうな文も上づつあることだ。

物も非難
る戦術機の使用は絶対に受け入れられない」と非難しました。チリの代表は、緊張緩和に向けた核保有国十の対話を求め、「核兵器は不完全な状況をつくる源であり、廃絶されねばならない」と強調しました。

人権状況や人権状況に懸念
訪問したと語り、「環境の
人権状況（知らぬが）」した。不当
な攻撃がやむまでわれわれ
は頭を上げ続ける」と強
調。『ふくトの犠牲者に正
義をもたらすがほんとうはない
だ』と痛めの痛しだ。

マルタのホームページ「外相は
家庭、病院、学校への攻撃、
性暴力やランサムwareに振り
き暴力に觸れ、「ロシアの
国際法無視は無条件で非難
され、糾弾されねばならな
い」と指摘。「国際人道法
や国際人権法に違反する者

日本ノーベル賞受賞者
は、かくして二年間がかかる
上院議院で「無國籍な議員
活動が続いている」と指
摘。ローレンスの懇親会使
用の感覚がどう「このよ

国連総会決議「ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる国際連合憲章の原則」(要旨)

総会は、
武力による威嚇や行使を
慎み、国際紛争を平和的手段により解決するという加盟国の義務を想起し、
武力による威嚇や行使の結果として生じるいかなる領土の取得も合法とは認められないことを再確認し、
ウクライナへの侵攻から1年、包括的、公正かつ永続的な和平の達成は、国際の平和と安全の強化に大きく貢献することを強調し、ウクライナ全土の重要な機能に対する継続的な攻撃など、ロシアによるウクライナへの侵略の悲惨な人権および人道的結果を邇懾し、ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な和平を達成するための外交努力への支援を倍加するよう

必要とする国内避難民や難民の数、子どもに対しても行われた暴行と虐待に重大な懸念を表明し、加盟憲章の原則に沿ったウクライナの包括的、公正かつ永続的な和平ができるだけ早く達成する必要性を強調する。

一、國家の主権的平等、領土保全の原則を含む国連憲章に命ぜた、ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な和平を促進するための事務総長や加盟国努力を歓迎し、強い支持を表明する。

一、加盟国や国際機関に対し、ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な和平を達成するための外交努力への支援を倍加するよう

要請する。

より要請する。

一、国際法で承認された国境・領海内に及ぶウクライナの主権、独立、統一および領土保全に対するコミットメントを再確認する。

一、ウクライナ領内での国際法上の最も重大な犯罪について、国内・国際レベルでの適切で公正な独立した調査・訴追を通じて説明責任を果たし、金被害者に対する正義と将来の犯罪の防止を確保する必要性を強調する。

一、食料安全保障、エネルギー、金融、環境、核セキュリティおよび安全に対する戦争の世界的影響に対する戦争の精神を処するため、連帯の精神をもって協力するよう全加盟国に促す。ウクライナにおける和平のための取り決めがこれらの要因を考慮すべきことを強調する。

一、緊急特別総会を一時的に休会し、要請があれば会合を開く。

一、シーケネーブ条約第1追加議定書の規定に沿うものとなることを要求し、捕虜の完全交換、すべての不法拘束された人々の解放、子どもを含むすべての抑留者、強制移送・送還された文民の帰還を要求する。

一、武力紛争の当事者が、人道的アクセスを確保し、文民の生存に不可欠な物に対する攻撃、破壊、除去、無力化を慎む義務を順守す